

議発第6号

掛川市議会会議規則の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により、裏面のとおり議案を提出する。

令和3年10月1日提出

提出者

掛川市議会議員

松本均	安田彰	橋本勝弘
石川紀子	鷺山記世	高橋篤仁
大井正	山田浩司	藤原正光
富田まゆみ	勝川志保子	松浦昌巳
嶺岡慎悟	藤澤恭子	鈴木久裕
寺田幸弘	山本裕三	窪野愛子
山本行男	草賀章吉	二村禮一

## 掛川市議会会議規則の一部を改正する規則

掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第150条の次に次の1条を加える。

（情報通信端末機器の使用）

第150条の2 議員は、情報通信端末機器（議会が貸与するタブレット型端末に限る。以下同じ。）を会議又は委員会において使用することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定により議員が情報通信端末機器を使用する場合について準用する。

この場合において、第149条中「新聞紙又は書籍の類を閲読」とあるのは「第150条の2第1項の情報通信端末機器を使用」と、前条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物を配付する」とあるのは「情報通信端末機器により電磁的記録を提出し、又は配付する」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、市長その他執行機関の職員及び事務局職員について準用する。この場合において、第1項中「議会が貸与するタブレット型端末」とあるのは、「議長が認める情報通信端末機器」と読み替えるものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。